

# 行政書士と裁判外紛争解決手続

日本行政書士会連合会



# 日本行政書士会連合会の基本方針

全国に約38,000人の会員が「身近な街の法律家」として許認可申請や権利義務・事実証明に関する書類の作成を始めとした国民の権利擁護を担ってきた実績の活用は、今般の司法制度改革全般の基本理念に合致したものである。



**積極的に推進**

日本行政書士会連合会(日行連)は、認証紛争解決事業者として認証を受ける。

認証の申請

行政書士は、認証紛争解決事業者のもとで実施される裁判外紛争解決手続の当事者の代理業務を行う。

行政書士法改正

# 行政書士の専門性

## 行政書士制度の目的

行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資すること。

## 行政書士の業務

官公署に提出する書類を代理人として作成

権利義務 事実証明書類を代理人として作成

権利の発生、存続、変更、消滅を生じさせることを目的とする書類  
実生活に交渉を有する事項を証明するに足りる書類

例えば

- < 権利義務関係 >
  - 契約書、契約解除 (クーリングオフ)
  - 遺産分割協議書、遺言書
  - 離婚協議書
- < 事実証明 >
  - 内容証明書
  - 交通事故の損害調査報告書

その他 …



が比較的高い分野  
民間で紛争が生じる可能性

# 紛争解決支援での実績等

## 業務の過程における関係者の意見調整

業務上、当事者の話をよく聴き、法的判断を踏まえた利害調整の支援をとおして、実質的に紛争の予防と解決に結び付けている。

依頼人

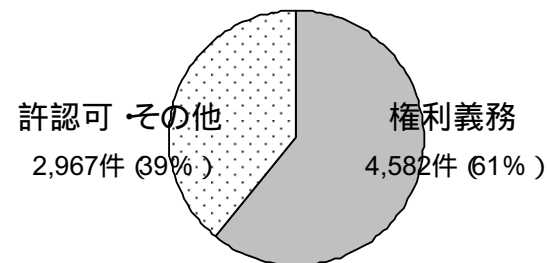
行政書士

- ・ 法的判断
- ・ 紛争の予防（予防法務）
- ・ 関係者間の利害調整の支援

書類

## 無料相談の実施

各単位会で常設・非常設の無料相談を実施している。なお、全国で毎年10月に開催される制度強調月間における無料相談では、平成15年度実績として総件数7,549件のうち「権利義務」に関する相談が4,582件で61%を占めた。



## 調停委員への選任

民事調停委員、家事調停委員に選任されている会員が年々増加している。

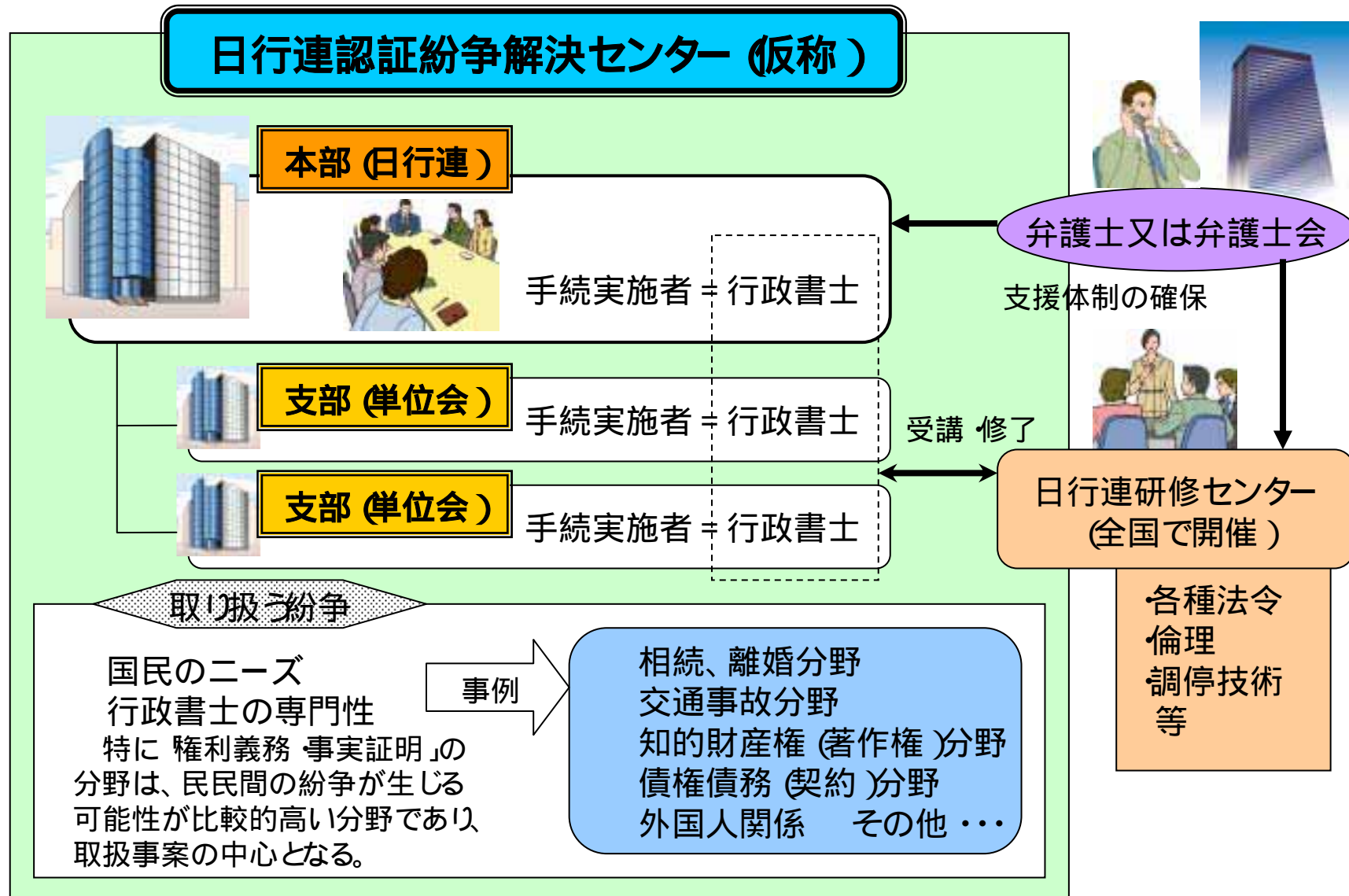
## 著作権ADRセンターの設置運営

平成15年3月より神奈川県行政書士会で運営。著作権に関する紛争事案についての相談、和解あっせんの申込みを無償で受けている。

## 司法研修の実施

平成15年に日行連研修センター設置し、大学院等との連携を図り、ADR等を含む「司法研修」(単位取得可能)を全国規模で実施している。これまでに延べ285名の会員が受講。また、各単位会においても独自の司法研修を実施し、多くの会員が資質の向上を図っている。

# 日行連による裁判外紛争解決事業の構想



# 行政書士による代理への期待



裁判外手続ではあるが法的判断が必要なので、近くの専門家に代理を依頼したい。  
訴訟ではないので、できるだけ代理人の報酬費用を抑えたい。

国民のニーズ

利用しやすい制度  
信頼性  
アクセス、経済性 等

	弁 護 士	行 政 書 士
会員数	少ない (約 2万人) <small>平成16年9月1日現在</small>	多い (約 3万 8千人) <small>平成16年10月1日現在</small>
地域的偏在	大きい (東京・大阪で約 62%) <small>平成16年9月1日現在</small>	小さい (東京・大阪で約 15%) <small>平成16年10月1日現在</small>
費用	着手金 + 報酬額 小額訴訟の場合は着手金の支払いにより解決の意味を失う可能性がある。	裁判外の紛争解決を前提とする代理であることから、比較的安価になるものと想定される。

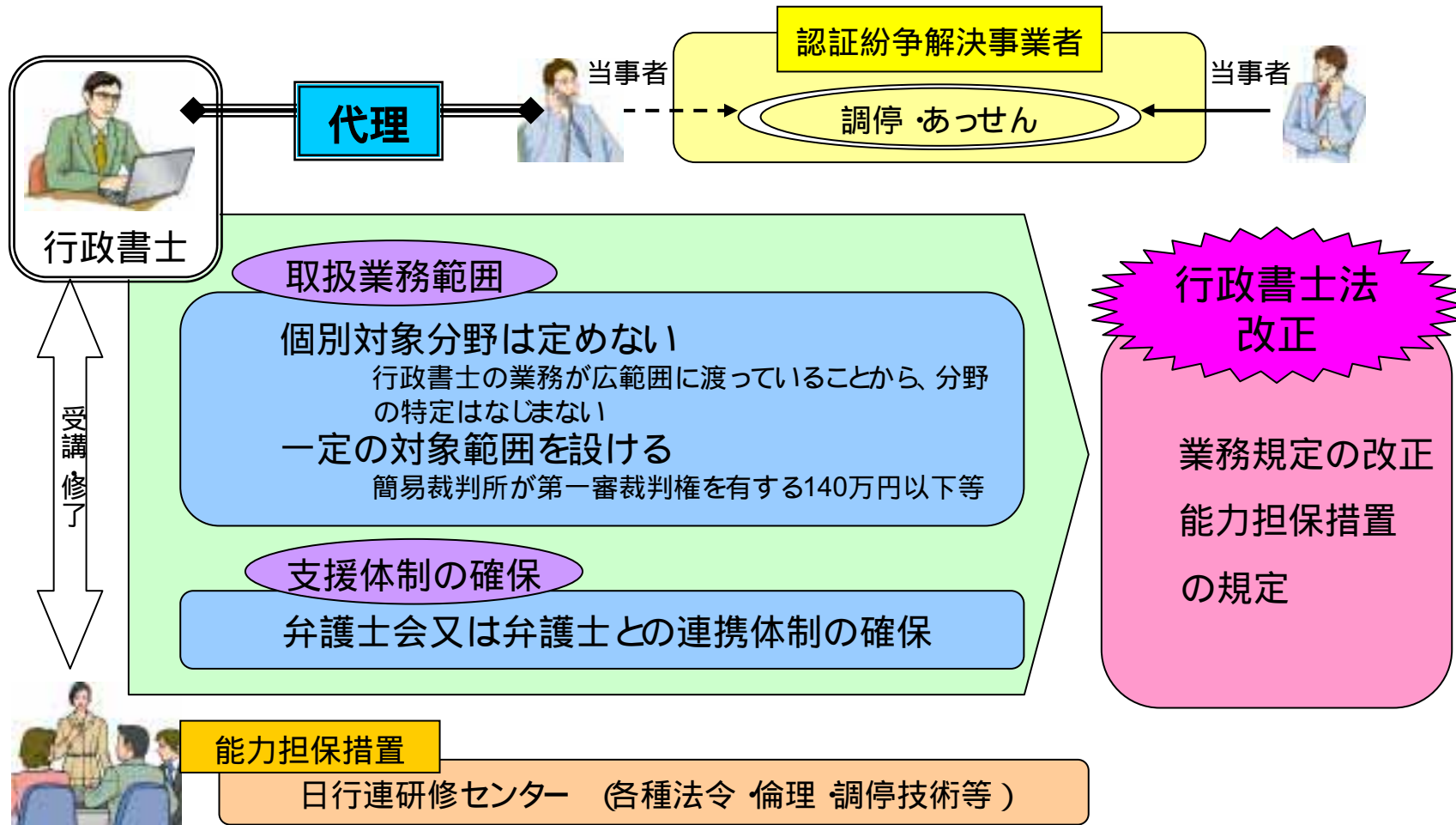


全国各地で法律サービスを提供できる体制にある  
身近な街の法律家として築いてきた信頼関係

行政書士による裁判外紛争解決手続の当事者代理は国民のニーズに合致

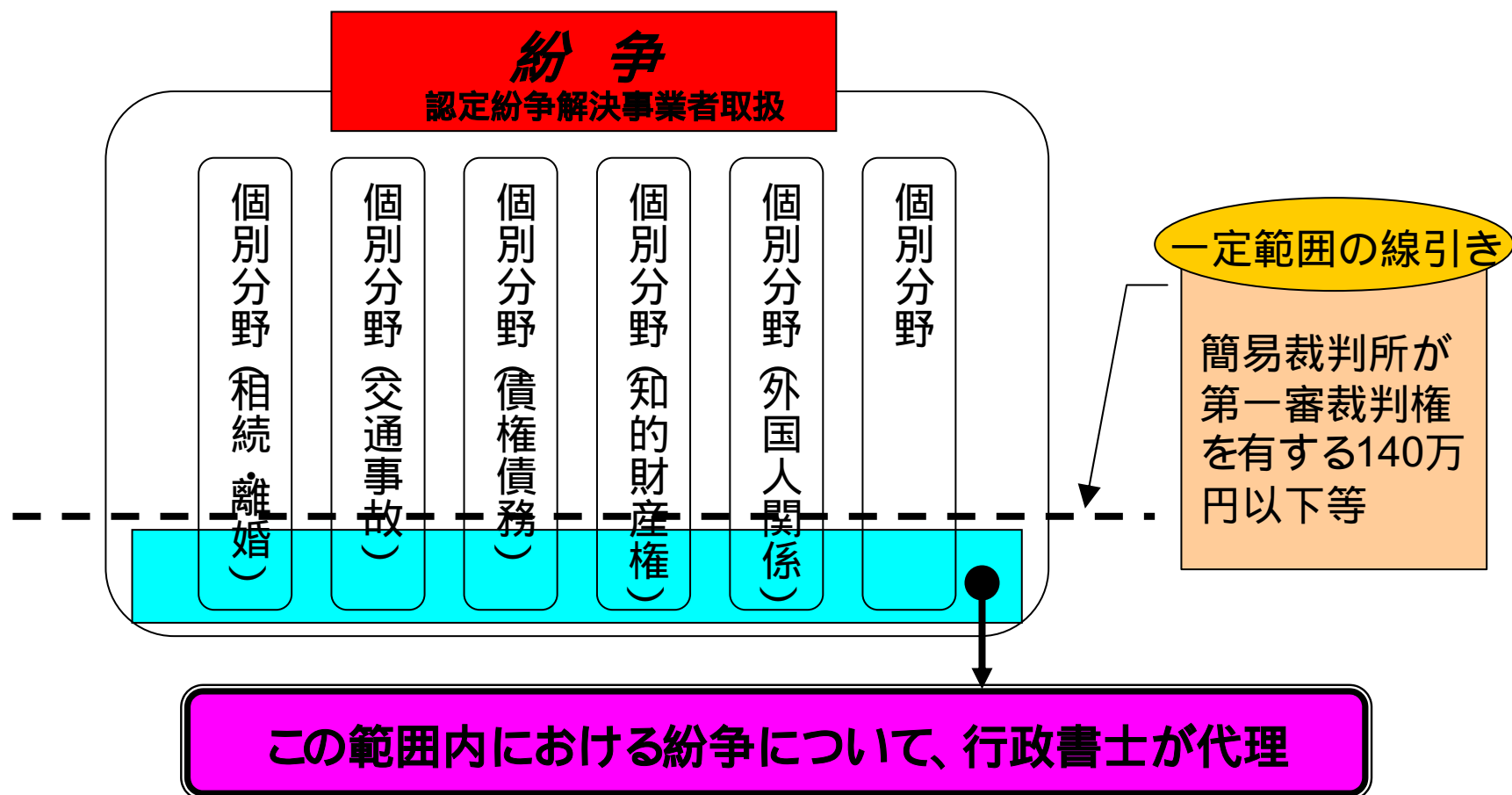
# 行政書士による裁判外紛争解決手続の当事者代理の構想

行政書士は、認証紛争解決事業者のもとで実施される一定の範囲内における裁判外紛争解決手続の当事者代理を、業として行うことができる。



# 行政書士による代理の取扱範囲イメージ

個別対象分野は定めない。  
一定の対象範囲を設ける。





# 事例 1 外国人に関わるトラブル



外国人 (日本人)との離婚手続で、相手国 (母国)との婚姻制度の違いから、話が進まない。  
・雇用先から生活習慣の違いなどにより解雇されたが、未払い賃金がある。  
・家主から、外国人であるというだけで退去を求められた。

## 実態 問題点

外国人入国者数は総じて年々増加している。  
・言語や生活習慣の違いから、様々な紛争が生じている。  
・身近な相談相手が欲しい。

## 行政書士

### <実績 経験>

行政書士の業務

出入国管理及び難民認定法に定められる外国人の入国  
在留関係申請手続 (入管法施行規則)

入国在留手続を取り扱った経緯から、当該外国人の**一次相談先**となっている。

これらをとおして日頃から状況を把握している



代理人として出席・  
サポート

認証紛争解決事業者  
日行連認証紛争解決センター含む

## 事例 2 交通事故分野



交通事故の被害者となり、加害者（保険会社）から示談の話があったが、内容に納得できない。

### 実態 問題点

- 昭和60年以降、発生件数は増加の一途を辿る
- 被害者は一般に保険制度知識を有せず、示談の際には加害者側保険会社の提示をそのまま受け入れざるを得ない
- 小額事故が大多数である。弁護士との関与は少数
- 犠牲者である被害者側の権利が十分に保護されていない

### 行政書士



#### < 実績 経験 >

- 行政書士の業務
- 自動車損害賠償保障法に基づく「保険金等請求手続に要する書類作成
- 「事実証明書」としての「損害調査報告書」の作成
- 自賠責手続、医療・事故原因調査等を行い、損害保険会社との事務手続の円滑化と早期解決に寄与することで、自賠法の趣旨である被害者保護に貢献している。
- これらをとおして日頃から状況を把握している

代理人として出席・サポート

認定紛争解決事業者  
日行連認定紛争解決センター含む

# 研修制度 (これからの構想)

所管省庁の関与 (内容の協議・承認等)

科目

法令

< 基礎科目 >

民法、仲裁法、家事審判法、民事調停法等

< 専門科目 (例) >

離婚・相続分野 : 民法 (親族・相続)、税法、関係法令、判例等

交通事故分野 : 道路交通法、保険業法、関係法令、判例等

倫理

司法倫理等

技術

紛争理解、調停スキル等

時間数

必要科目等を踏まえて検討

開催規模

開催

日行連研修センター主体で、全国での開催を目指す

基盤

大学、大学院との提携を進める。

講師

科目により、教授・弁護士・実務精通者等

手続実施者代理を行う行政書士はすべて受講修了

実務精通者等の協力を得て日行連研修センターでさらに検討

# 参考資料

## 行政書士法（業務規定）

（業 務）

第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第19条第1項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第1条の3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。
- 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
- 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

## 日行連及び単位会の構成

行政書士が各都道府県に1つずつの行政書士会（単位会）を設立 < 行政書士法第15条 >  
全国の単位会が日本行政書士会連合会を設立 < 行政書士法第18条 >